

平成31年度

志村第五中学校いじめ防止基本方針

平成31年4月作成

1 いじめの未然防止等についての基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

したがって、本校では、すべての生徒がいじめを行わず、ほかの生徒に対して行われるいじめを認識しながら放置することが無いよう、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

また、家庭や地域、関係機関との連携を大事にし、生徒が多くの人々と関わり、多くの目で見守られるよう学校を中心としたコミュニティー作りに努める。

2 いじめの未然防止等のための組織

いじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめへの早期対応等に関する措置を実効的に行うため、「学校いじめ防止等対策委員会」を設置する。

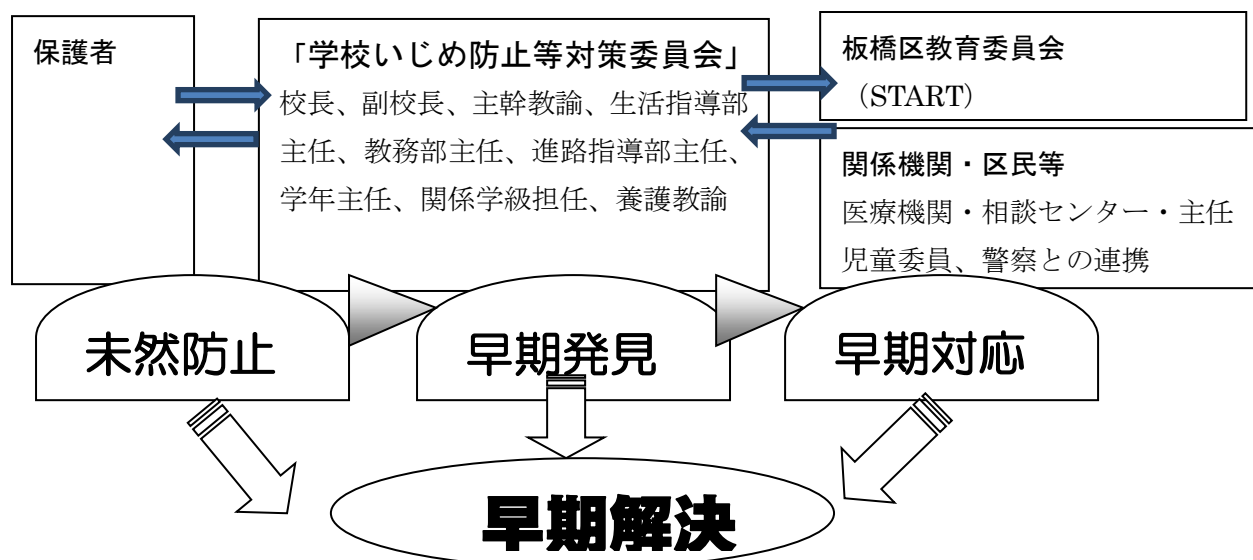
いじめと疑われる相談・通報があった場合には、会議を緊急開催する。

(1) 「学校いじめ防止等対策委員会」の構成員

校長、副校長、主幹教諭、生活指導部主任、教務部主任、進路指導部主任、学年主任、関係学級担任、養護教諭で構成し、必要に応じてスクールカウンセラー等を加える。

(2) 活動内容

- ・いじめに関する相談・通報への対応
- ・いじめの判断と情報収集
- ・いじめ事案への対応検討・決定
- ・いじめ事案の報告



3 いじめの未然防止等に関する具体的な取組

(1) 未然防止

- ・生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通うコミュニケーション能力の素地を養うため、すべての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- ・学校行事、PTA活動等を通して保護者や地域、関係機関等との連携を深め、多面的に生徒を見守る体制づくりに努める。
- ・いじめは決して許されないという共通認識に立ち、全職員がいじめの態様や特質等について校内研修や職員会議を通して共通理解を図り、組織的に対応する。
- ・生徒の少しの変化も見逃さず、見守っていくために、校務の効率化をはかり、生徒とかかわる時間を多くするように努める。

(2) 早期発見

- ・いじめを早期に発見するため、在籍する生徒に対する定期的な調査を行う。
 - ①いじめ防止月間アンケート調査（6月、11月、2月）
 - ②個人面談（教育相談）を通じた学級担任による生徒からの聴き取り調査
- ・生徒及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう、次のとおり、相談体制の整備を行う。
 - ①スクールカウンセラーの活用
 - ②学校いじめ防止等対策委員会の設置
- ・相談・通報のあった事案は、「学校いじめ防止等対策委員会」を通して情報共有に努める。
- ・いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置付けて実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図る。

(3) 早期対応

- ・いじめ、またはその疑いがある行為を見た場合は、すぐにいじめをやめさせる。
- ・いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無を確認する。
- ・いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- ・いじめを見ていた周囲の生徒等にも自分の問題として捉えさせ、誰かに知らせる勇気を持つよう指導するまた、はやしたてたり、同調したりしている生徒に対しては、それらの行為がいじめに加担する行為であることを理解させるよう指導する。
- ・いじめの当事者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するために必要な措置をとる。
- ・犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、所轄警察署等と連携して対処する。

(4) 校内組織体制の確立

- ・「学校いじめ防止等対策委員会」（校長、副校長、主幹教諭、生活指導主任、教務主任、進路指導主任、学年主任、関係学級担任、養護教諭で構成し、必要に応じてスクールカウンセラー等を加える）を設置し、いじめに関する相談・通報への対応、いじめの判断と情報収集、いじめ事案への対応検討・決定、いじめ事案の報告等を行う。

(5) 校内研修の実施

- ・「いじめはどの子どもにも起こり得る問題である」という基本認識を常に確認し、すべての教職員が子どもとしっかり向き合い、いじめの未然防止等に取り組める資質能力を身に付けられるように研修の機会を設ける。
- ・ふれあい月間の取組時を目途とし、啓発のための研修を行う。（東京都「いじめ問題に対応できる力を育てるために―いじめ防止教育プログラム―」等を活用。）
- ・東京都や板橋区が主催するアンガーマネジメント研修など、いじめ防止につながる研修会に主幹教諭や主任教諭が参加し、研修内容を校内研修で積極的に広める。
- ・スクールカウンセラーと情報を共有するための会議やケース会議を実施し、子どもの人間関係を継続的に注視していくための経験を積み、力を付ける。

(6) 保護者との連携・啓発

- ・学校いじめ防止等基本方針を学校だよりやホームページ等で公表し、保護者の理解・協力を得るよう努める。
- ・学校公開、各種保護者会、PTA主催の各種行事、学年・学級だより等の機会を利用し、常に学校と保護者の連携を図るとともに、相談しやすい関係づくりに努める。
- ・平素からの生活指導において細やかな連絡・相談・報告の体制を継続し、いじめ問題の解決を進める姿勢を共有しつつ対応できるように努める。

(7) 地域、関係機関との連携

- ・学校いじめ防止等基本方針を学校だよりやホームページ等で公表し、保護者の理解・協力を得るよう努める。
- ・学校運営連絡協議会、地域センター主催行事への参加、学校開放団体との連絡、学校公開等の機会を活用し、常に地域との情報共有に努め、連携して対応する。
- ・必要に応じて民生・児童委員、家庭支援センター、児童相談所、警察と連携し、情報を共有するとともに問題の早期解決に努める。

4 重大事態への対応

※重大事態とは

○いじめにより、生徒の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた等の疑いがある場合（生徒が自殺を図った場合、身体に重大な傷害を負った時、金品等に重大な被害を被った時、精神性の疾患を発症した場合などが想定される）

○いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている等の疑いがある場合

- ・重大事態が発生した場合は、教育委員会と連携し、その事態に対処するとともに、速やかに（「学校いじめ防止等対策委員会」を中心とする）組織を設け、調査等を行う。
- ・当該生徒及びその保護者に対し、適時、適切な方法で対応する。
- ・恐喝、暴行、傷害等の犯罪行為として取り扱うべきと認められる事案は、ためらうことなく早期に警察に相談し、警察と連携して対応する。
- ・インターネットやソーシャルメディア利用によるいじめを防止するため、発信された情報が急速に広がってしまうこと、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて発信される情報の特性をふまえて、生徒及び保護者が効果的に対処できるように、必要な指導や啓発活動等を行う。
- ・インターネットやソーシャルメディア利用によるいじめが行われた場合、いじめに係る情報の削除依頼や発信者情報の開示請求について、必要に応じて警察や弁護士に協力を求める。

5 取組に関する点検と改善の方策

- ・教職員・保護者への学校評価アンケートにおいていじめに関する内容を含むものを実施し、いじめ防止に関するアンケート（ふれあい月間等の利用）の内容と共に、学校いじめ防止等対策委員会において取組の検証を行い、基本方針を改善していく。

6 いじめ防止等に係る年間計画（次ページ）

6 いじめ防止等に係る年間計画

	生徒	教職員	保護者・地域
4月	・対面式、新入生オリエンテーション ・セーフティ教室	・基本方針確認 ・SC紹介 ・学びのエリア研修	・保護者会 ・学校公開
5月	・SC面接（1年生） ・いじめに関する授業 ・いじめ撲滅宣言	・教員自己申告	・PTA総会 ・学校公開 ・iCS
6月	・ふれあい月間	・校長講話 ・校内研修	・避難訓練 ・運動会
7月	・いじめ撲滅週間	・学びのエリア研修 ・教育相談週間	・学校公開 ・iCS ・個人面談
9月	・小中連携（体験授業、体験部活） ・1年移動教室	・各種研修報告	・学校公開 ・志五中まつり ・iCS
10月	・3年修学旅行	・学びのエリア研修	・文化発表会 ・家庭教育学級
11月	・ふれあい月間 ・いじめに関する授業 ・セーフティ教室 ・落ち葉掃きボランティア ・いじめ撲滅週間	・校長講話 ・校内研修	・学校公開 道徳授業地区公開講座 ・セーフティ教室
12月	・小中連携事業	・教育相談週間	・個人面談 ・iCS
1月	・いじめに関する授業 ・2年スキー移動教室		・学校公開 ・アンケート
2月	・ふれあい月間 ・いじめ撲滅週間	・校長講話 ・校内研修 ・教員自己評価	・学校公開 ・iCS
3月	・3年生を送る会	・基本方針改善	・PTA総会
通年	・道徳教育 ・体験活動 ・地域ボランティア ・あいさつ運動	・学校いじめ防止等対策委員会 ・健康観察 ・SC相談 ・教育相談部会	・土曜授業プラン ・土曜補習教室

※2か月に1回程度の人権尊重に関する校内研修

